Ⅰ　総説

１　保健所の役割

平成 25 年４月１日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法（昭和 22 年 9 月 5 日法律第 10 号）に基づき、那覇市保健所設置条例が施行され那覇市保健所（本市保健所）を開所した。

本市保健所は、沖縄県から移譲された保健所業務と市が従来から行っていた母子保健事業等を統合し、健康増進課･地域保健課･生活衛生課の３課体制でスタートした。また、平成 28 年度からは、保健総務課を加えた４課体制とした。

保健所業務の適正な執行のためには、専門的な知識及び技術を有する職員の存在は不可欠であることから、地域保健法をはじめとする関係法令により必置とされている医師の他に必要とされている歯科医師･薬剤師･保健師･診療放射線技師・臨床検査技師･管理栄養士・衛生監視員などの専門職を配置している。

本市保健所の役割の１つとして対人保健サービスがある。市民一人ひとりが幸福な生活を営むために、何よりもまず心身ともに健康であることが大切である。さらに生きがいのある人生を送るには、保健･医療･福祉の充実は欠くことのできない基本となるものである。

近年、急速な高齢化と、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病増加及びそれに伴い、介護が必要な状態になる人の増加は､生活の質の低下や社会負担の増加等を招いて､深刻な社会問題となっている。

本市では平成 16 年度に策定した那覇市健康増進計画を見直し、「健康なは 21（第２次)」を平成 27 年度に策定し、市民の健康づくりを推進。令和６年度に「健康なは 21（第２次)」の最終評価を行い、「健康なは 21（第３次)」を策定、令和 7 年度から第３次計画を推進し、市民を取り巻く、家庭、地域、職場等の様々な関係機関・団体、ボランティア、行政が一体となった「なは健康づくりパートナーズ」を設置し、市民総がかりで健康の維持・増進に努めている。

また、少子高齢化、核家族化の進行など親子を取り巻く環境が大きく変化している中、令和７年度末、「健やか親子なは（成育医療等計画)」を策定し、「成長過程にあるすべての親と子が将来を見据え、いきいきと健やかな生活ができる」を基本理念に、那覇市の母子保健の課題に対し関係機関と連携しながら取り組んでいる。精神保健の分野においては、「自殺総合対策大綱」の基本理念に基づき、令和元年に策定した「那覇市自殺対策計画」について、令和５年度に中間評価及び見直しを行い、『誰も自殺に追い込まれることのない那覇市』の実現にむけ、関係機関と連携し取り組んでいる。

さらに、地域における健康危機管理の中核拠点として健康危機に取り組むことも本市保健所の大きな役割である。令和２年２月に起こった新型コロナウイルス感染症まん延時の対応としては、県内発症例確認後に那覇市健康危機管理対策本部及び現地対策本部を設置し、早期から新型コロナウイルス感染症対応へ取り組みを実施した。全庁応援体制及び人材派遣等の一部委託にて対応し、令和５年５月８日に新型コロナウイルスが五類感染症に移行後、同年５月 31 日に現地対策本部は解散した。新型コロナワクチン対応については、令和３年２月から令和６年３月まで発症予防及び重症化予防効果が期待されるワクチン接種に対応するため、本市保健所内に新型コロナワクチン接種推進室を設置し、迅速かつ安全なワクチン接種の機会の提供に努めた。

本市保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため、上記の対人保健サービスに加え、結核や感染症の相談や検査、給食施設等への栄養指導などの業務も担っている。

一方、対物保健サービスとして、食品衛生や獣医衛生、生活衛生や医事薬事衛生の４分野からなる生活衛生を守るための事業があり、それら４分野の事業者へ許認可を行いそれぞれの管理や監査、保守する役

割を担っている。主な役割として集団食中毒の予防や原因究明、食品流通における安全の確保、食品に関する相談や調査、大衆利用施設の監視指導業務、医療施設等の監視指導事業がある。また、平成 29 年の「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、本市では健全な住宅宿泊事業の普及を図り、市民の生活環境を守るため、平成30年に「那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を制定した。

２　那覇市の状況

沖縄県は、北緯24～28度、東経122～133度の南北約400㎞、東西約1,000㎞の海上に弧を描いて連なる160の島しょの内、有人島39からなっており、その中で那覇市は最大の島、沖縄本島の南部に位置している。

本市は、西方に東シナ海を擁し南北及び東の三方は、他の市町村と隣接する。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平たんをなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開する。また、市内を東から西に国場川と安里川が流れ、前者は那覇ふ頭、後者は泊ふ頭を経て、東シナ海にそそいでいる。

那覇市の面積は41.46ｋ㎡（推計）で、人口311,239人、世帯数は162,847世帯（人口、世帯数：令和８年３月末現在）となっている。

３　本市保健所の沿革

（１）　旧・沖縄県中央保健所の沿革

昭和45年３月	保健所設置（鉄筋コンクリート造　地下１階地上２階建2,939㎡、敷地面積5,799.44㎡）
昭和47年３月	中央保健所発足（那覇市を所管区域として那覇保健所の所長、庶務課長、衛生課長、看護課長の兼務及び公衆衛生看護婦20名を発令し業務の一部を開始）
昭和47年５月	日本復帰と同時に那覇保健所から分離し、沖縄県中央保健所となる
平成８年12月	施設設備充実のため、与儀に移転
平成９年４月	保健所組織改正。地域保健法全面施行に伴い保健師駐在制度を廃止
平成11年４月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正により、所管区域が那覇市に加えて浦添市、島尻郡の渡嘉敷村、座間味村、具志川村、仲里村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村の計２市８村となる
平成14年４月	保健所と福祉事務所の組織統合により「南部福祉保健所中央保健所」となる 具志川村と仲里村の合併により久米島町が誕生し、所管市町村は２市１町６村となる
平成22年７月	平成25年度に予定されている那覇市中核市移行に伴う那覇市への委譲事務調整並びに中央保健所の南部福祉保健所への統合等について検討作業に着手
平成23年４月	那覇市中核市移行に伴う本市保健所設置に向け、那覇市より４名の職員を実務研修生として受入れ
平成25年４月	那覇市の中核市移行により、那覇市全域についての保健所業務は那覇市へ移管し、浦添市他１町６村の保健所業務については南部保健所へ移管された

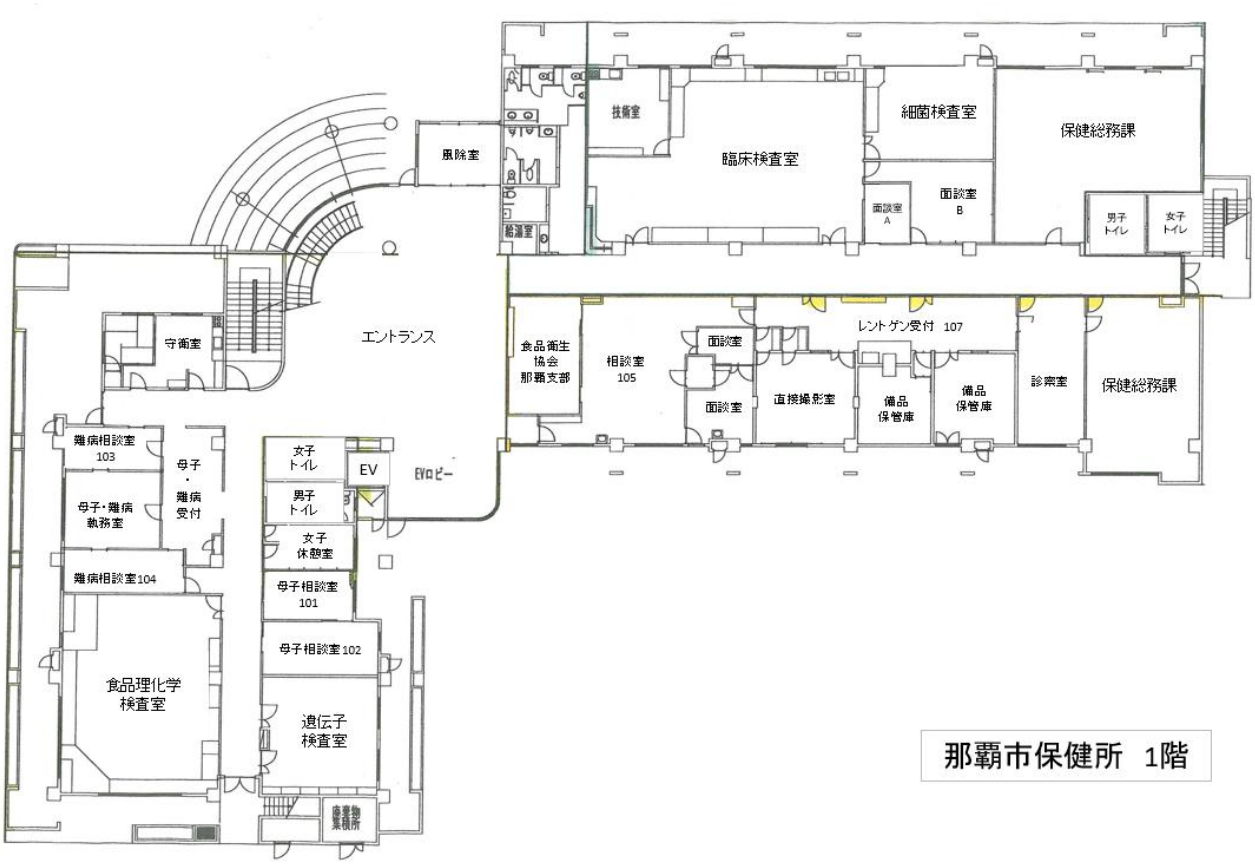
（2） 那覇市保健所の沿革

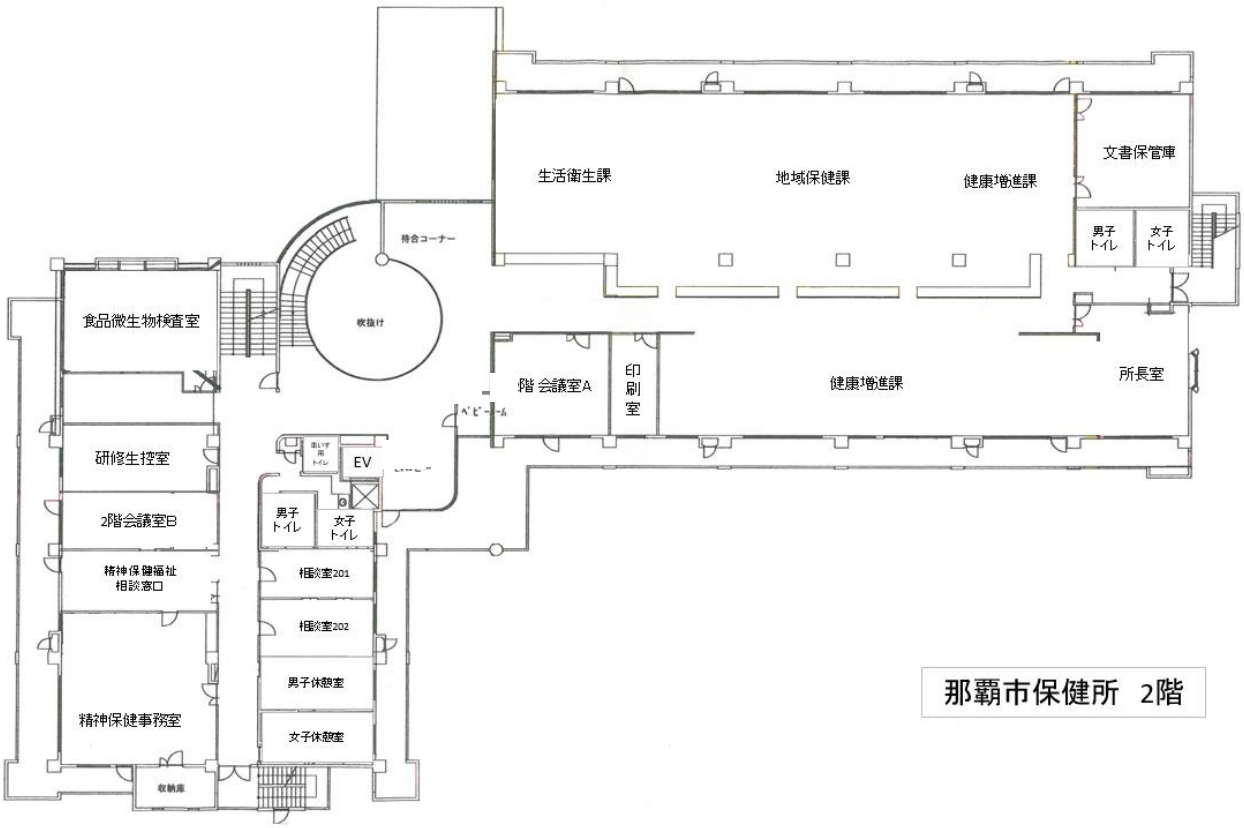
平成 22 年 10 月	中核市移行に伴う、本市保健所開設のための保健所準備室の設置
平成 23 年４月	中核市移行に伴う本市保健所設置に向け、沖縄県中央保健所へ那覇市より４名の職員を実務研修生として派遣
平成 23 年 10 月	沖縄県中央保健所（食品・医務薬務）へ実務研修生として４人を追加派遣
平成 24 年４月	沖縄県各保健所へ那覇市より実務研修生を 19 人追加派遣
平成 24 年 10 月	沖縄県中央保健所（医師）へ実務研修生として１人追加派遣
平成 25 年４月	本市保健所開設　「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の３課体制 沖縄県より所長・生活衛生課長等８人派遣受入
平成 25 年４月	沖縄県各保健所へ実務研修生として７人派遣
平成 26 年４月	沖縄県より生活衛生課長等４人派遣受入
平成 26 年４月	沖縄県各保健所へ実務研修生として４人派遣
平成 27 年４月	沖縄県より生活衛生課長等３人派遣受入
平成 27 年４月	沖縄県各保健所へ実務研修生として３人派遣
平成 28 年４月	本市保健所の組織改正により、「健康増進課」を「保健総務課」と「健康増進課」に分割し、「保健総務課」「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の４課体制となる
令和２年２月	新型コロナウイルス県内感染者１例目確認。那覇市危機管理対策本部設置に伴い、現地（本市保健所）対策本部設置。「帰国者・接触者相談センター」を設置
令和２年４月	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「保健総務課」を再編し、「医療体制支援室」を開設(～令和３年３月まで)
令和２年８月	「保健総務課」を再編、所内職員や市役所他部局職員等の応援を受け、「那覇市新型コロナウイルス感染症現地対策本部」を拡充。
令和３年２月	「健康増進課」を再編、「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を開設。その後、市役所本庁等他部局職員の応援を受けて拡充。
令和３年４月	組織改正により、「健康増進課」と「特定健診課」を統合。同年５月より、保健所で特定健診・特定保健指導業務を開始。
令和５年５月	新型コロナウイルス感染症が感染症法上の五類感染症へ移行。「那覇市新型コロナウイルス感染症現地対策本部」は解散。
令和６年３月	「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を閉鎖。

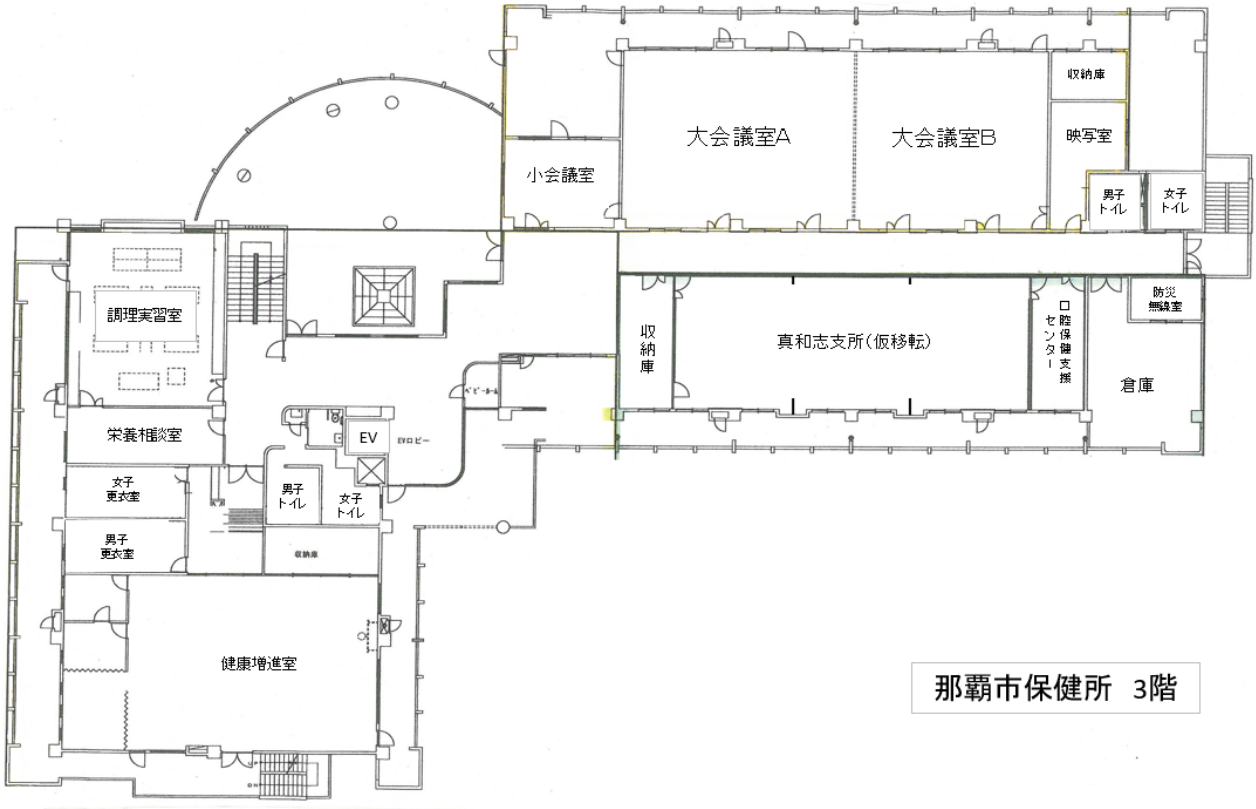
◎施設の概要

名　　称　：　那覇市保健所
設置年月日　：　平成 25 年４月１日
所　在　地　：　那覇市与儀１丁目３番 21 号
所管区域　：　那覇市全域
敷地面積　：　約 4,545 ㎡　　建物延べ面積:　約 4,590 ㎡
建物の構造　：　鉄筋コンクリート造瓦重ね･陸屋根　地下１階付地上４階建

4　庁舎案内図（R7.4月現在）






大会議室A
大会議室B
小会議室
収納庫
映写室
男子トイレ
女子トイレ
調理実習室
栄養相談室
女子更衣室
男子更衣室
EV
男子トイレ
女子トイレ
収納庫
健康増進室
収納庫
真和志支所(仮移転)
口腔保健支援センター
防災無線室
倉庫

那覇市保健所　3階

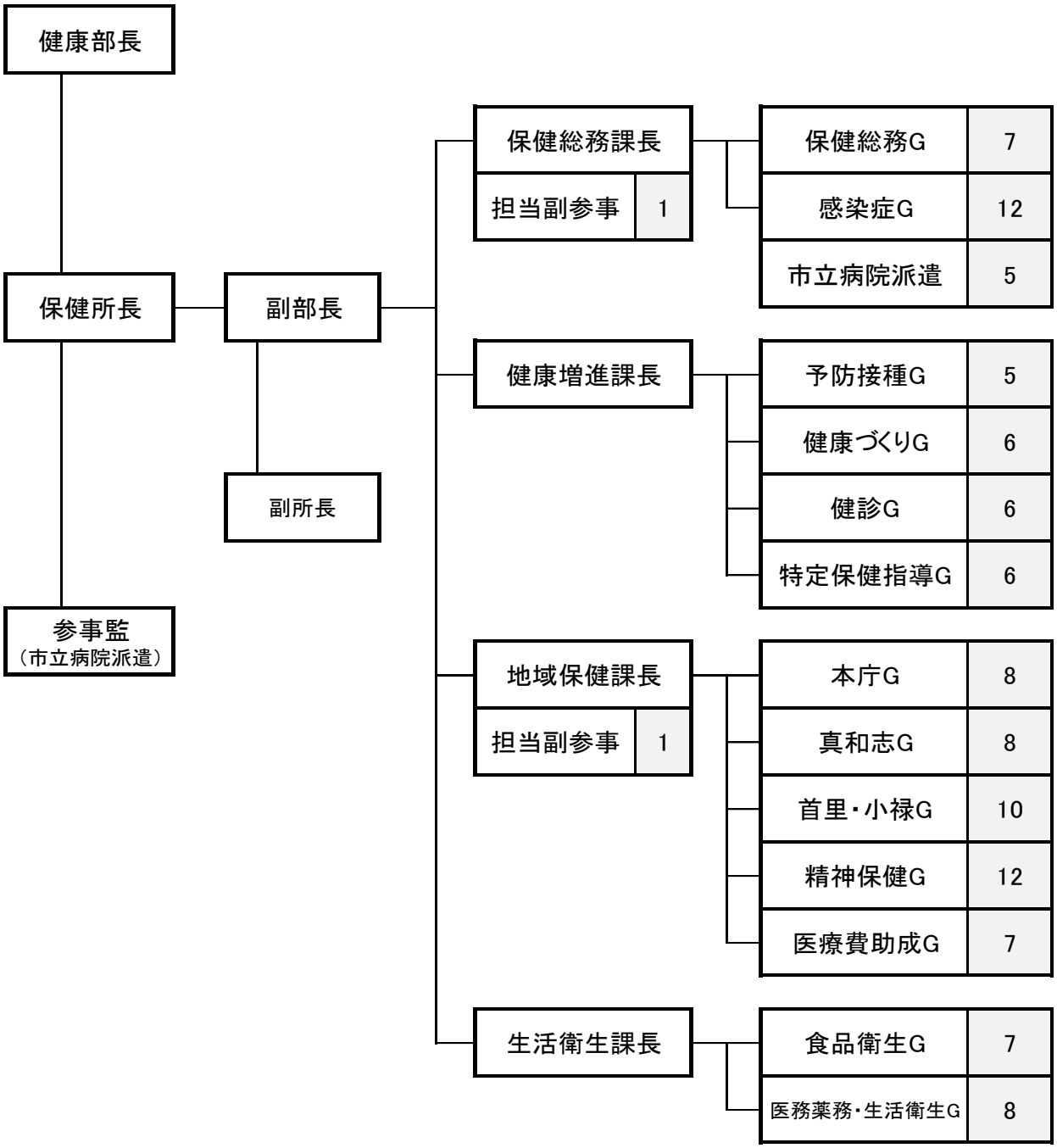
5　各課の主な業務

担当課（電話番号）	担当業務
保健総務課 （098－853-7964）	保健衛生に係る統計
	保健所庁舎の維持管理
	献血・骨髄等移植ドナー支援
	健康危機管理
	結核感染症の予防、まん延防止
	感染症の相談、検査
健康増進課 （098-853-7961）	健康づくり事業
	成人健診、各種がん検診
	予防接種
	給食施設の届出
	栄養指導
	特定健康診査及び特定保健指導
地域保健課 （098-853-7962）	母子保健に関する相談
	妊産婦・新生児訪問（助産師訪問）、乳幼児健診、発達相談、親子教室
	低体重児、小児慢性特定疾病児に関する相談
	未熟児養育医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、育成医療助成
	先進医療不妊治療費助成、不育症検査費用助成、特定医療費（指定難病）等の申請受付、先天性血液凝固因子障害等医療費の申請受付
	精神保健福祉相談事業（ひきこもりを含む）、自殺予防対策事業、地域生活促進支援事業
	難病患者地域支援対策推進事業、自助組織活動の育成支援
	原爆被爆者健康診断事業
生活衛生課 （098-853-7963）	病院、診療所及び助産所の開設許可等、監視指導
	施術所、歯科技工所の開設届出等、監視指導
	衛生検査所の登録等、監視指導
	医師等医療従事者の免許申請に関する事務
	薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導

	毒物劇物販売業の登録
	飲食店、食品製造業等の営業許可、監視指導
	HACCP に沿った衛生管理の指導、食中毒の予防
	旅館、興行場、公衆浴場の営業許可、監視指導
	理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受理、監視指導
	専用水道、貯水槽水道等の衛生指導
	住宅宿泊事業の届出受理、監視指導
	特定建築物の届出受理及び監視指導、建築物環境衛生事業登録に関する事務及び監視指導
	温泉利用許可等に関すること

6　組織図及び職種別職員数

令和７年度　本市保健所組織図



＊数値については定数（令和7年4月1日現在）

職種別職員数

	保 健 所											市立病院（派 遣）		合 計
	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	社会福祉士	衛生監視員	臨床心理士	事務職	事務職	技師	
所 長	1													1
副部長											1			1
副所長	1													1
保健総務課	1			6	1	2					11	1	4	26
健康増進課		1		5			3				15			24
地域保健課				34				3		2	8			47
生活衛生課			4						10		2			16
合 計	3	1	4	45	1	2	3	3	10	2	37	1	4	116

※令和7年4月1日現在で、数値については定数。

7　各課の所掌事務

【保健総務課】

（1）　感染症に関すること。
（2）　健康危機管理に関すること。
（3）　放射線業務に関すること。
（4）　感染症診査協議会に関すること。
（5）　新型インフルエンザ等対策本部に関すること。
（6）　地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。
（7）　医療に係る連絡調整に関すること。
（8）　保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること。
（9）　保健衛生に係る統計に関すること。
（１０）　献血に関すること。
（１１）　角膜、腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること。
（１２）　ハンセン病の啓発に関すること。
（１３）　肝炎医療費助成の申請に関すること。
（１４）　医師の実習及び研修に関すること。
（１５）　保健関係職員の研修に関すること。
（１６）　食品検査室の精度管理に関すること。
（１７）　保健所庁舎の維持管理に関すること。

【健康増進課】

（1）　健康づくりに関すること。
（2）　予防接種に関すること。
（3）　健康診査に関すること。
（4）　特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
（5）　国民健康保険の保健事業に関すること。
（6）　歯科保健に関すること。
（7）　食生活改善及び栄養に関すること。
（8）　給食施設指導に関すること。
（9）　健康・栄養調査に関すること。
（１０）　喫煙対策に関すること。
（１１）　石綿健康被害救済制度に関すること。
（１２）　管理栄養士の国家試験に関すること。
（１３）　栄養士の免許申請及び実習に関すること。

【地域保健課】

（1）　母子保健に関すること。
（2）　地域保健活動に関すること。
（3）　母子保健推進協議会に関すること。
（4）　精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び

障害福祉サービスに関する業務を除く。）。
（５） 自殺予防対策事業に関すること。
（６） 未熟児養育医療に関すること。
（７） 育成医療に関すること。
（８） 不妊症の方又は不育症の方への支援に関すること。
（９） 小児慢性特定疾病に関すること。
（１０） 児童の療育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（１１） 特定医療費支給認定申請に関すること。
（１２） 難病患者地域支援対策推進事業に関すること。
（１３） 原爆被爆者に対する健康診断等に関すること。
（１４） 地域看護実習に関すること。
（１５） 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関すること。
（１６） 保健センターに関すること。
（１７） 新保健センターの建設等に関すること。

【生活衛生課】
（１） 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関すること。
（２） 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関すること。
（３） クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関すること。
（４） 温泉の利用許可等に関すること。
（５） 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
（６） 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関すること。
（７） 病院、診療所及び助産所の開設許可等に関すること。
（８） あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所の開設の届出等に関すること。
（９） 薬局等の開設許可等に関すること。
（１０） 毒物及び劇物販売業の登録等に関すること。
（１１） 薬物乱用防止対策に関すること。
（１２） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関すること。
（１３） 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関すること。
（１４） 住宅宿泊事業の届出等に関すること。
（１５） 歯科技工所の開設の届出等に関すること。
（１６） 衛生検査所の登録等に関すること。
（１７） 死体の解剖及び保存の許可に関すること。
（１８） 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関すること。

8　令和７年度組織目標

【保健総務課】

１．地域医療の充実に向けた市立病院建替えの推進

建替え事業の財源（起債等）を確保する。

２．感染症予防対策の強化

感染症に関する啓発を行う。（予防普及啓発）

HIV や性感染症検査等に関し、新たな項目や件数を拡充する。

３．那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

沖縄県の同計画が改定されたことに伴い、那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

４．保健所非常用発電機設置事業

災害等で電力供給がされなくなった場合にも稼働できるよう、非常用発電機の設置を行う。

５．那覇市保健所長寿命化計画策定事業

那覇市保健所の建物の長寿命化を目指し、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図るため、長寿命化計画を策定する。

６．行政手続きのオンライン化

那覇市 IHEAT 事業における要員募集のオンライン申請システムを構築する。

【健康増進課】

１．健康なは21（第３次）の推進

なは健康づくりパートナーズの登録団体数について、２月末時点で 50 団体を目指す。

２．特定健診受診率の向上（受診者及び未受診者対策）

特定健診受診率について、２月末時点で前年度を上回ることを目標値とする。（令和６年度：18.0%）

３．特定保健指導率の向上（生活習慣病発症予防の支援）

特定保健指導実施率について、２月末時点で前年度を上回ることを目標値とする。（令和６年度:21.7%）

４．レセプト自動点検システムを活用した適正服薬の推進

システムを導入し、指導対象者数を増やし、医療費の適正化を図る。

服薬指導対象者の指導前、指導後３か月間の調剤費の削減率を測定し、20～30%減を目指す。

５．ICT を活用生活習慣病予防の推進

ICT 活用生活習慣病予防プログラムに参加した者のうち、３か月後に体重減少率－３%達成している割合が９割以上を目指す。（２月末時点）

【地域保健課】

１．健やか親子なは（成育医療等計画)」の策定

「健やか親子なは（成育医療等計画)」の策定し、庁議へ報告する。

２．乳幼児健診においてデジタル受診票の標準化

全国で標準化された受診票のデジタル版を全ての健診において年内導入を目指す。

３．自殺予防対策の推進

若年層及び女性の自殺者数を抑えるため、レスキューカードの配布、研修会の開催、関係機関との連携強化を図る。

４．難病及び小児慢性特定疾病で支援を要する方への個別支援強化

避難行動要支援者名簿の対象のうち、人工呼吸器装着者に対して、個別避難計画を作成する。

５．医療費助成（難病・小慢）の申請受付および処理業務をDX化

「受付支援システム」を迅速に処理対応できるようにする。

【生活衛生課】

１．那覇市HACCP制度実施検証事業の実施

当該制度の定着を検証するための施設検査を3月末までに10件実施する。

２．レジオネラ症の発生防止に係る指導強化

公衆浴場許可施設の浴槽水検査（行政検査）を3月末までに60件実施する。

３．業務手続のオンライン化の拡充

手数料が発生しない届出について、３月末までに４種類程度のオンライン化を実施する。

４．補助金等申請事務に係る進捗管理の実施

歳入予算となる県補助金5事業を一元管理する。

５．保有個人情報の適正な管理

６月までに各業務ごとの手順を整備する。

9　歳入・歳出決算の状況

◎保健総務課

【歳入】　（単位：円）

款	項	目	令和７年度
14　使用料及び手数料	01　使用料	03　衛生使用料	68,241
	02　手数料	03　衛生手数料	13,720
15　国庫支出金	01　国庫負担金	04　衛生費国庫負担金	22,972,297
	02　国庫補助金	03　衛生費国庫補助金	13,468,448
	03　委託金	03　衛生費委託金	8,094,179
16　県支出金	02　県補助金	03　衛生費県補助金	4,467,000
	03　委託金	03　衛生費委託金	172,418
17 財産収入	01　財産運用収入	01　財産貸付収入	492,800
21　諸収入	05　雑入	04　雑入	748,429
22　市債	01　市債	01　衛生費	5,192,200,200
		01　衛生費（繰越）	4,500,500,000
計			9,871,497,532

【歳出】

款	項	目	令和７年度
04　衛生費	01　保健衛生費	01　保健衛生総務費	6,498,687,278
		01　保健衛生総務費（繰越）	4,500,500,000
		09　感染症対策費	46,876,362
計			11,046,063,640

◎健康増進課

一般会計

【歳入】　（単位：円）

款	項	目	令和７年度
15　国庫支出金	01　国庫負担金	04　衛生費国庫負担金	85,889,264
	02　国庫補助金	03　衛生費国庫補助金	13,554,000
	03　委託金	03　衛生費委託金	307,060
16　県支出金	01　県負担金	02　衛生費県負担金	1,887,465
	02　県補助金	03　衛生費県補助金	14,428,578
21　諸収入	05　雑入	04　雑入	495,987
計			116,562,354

【歳出】

款	項	目	令和７年度
04　衛生費	01　保健衛生費	01　保健衛生総務費	914,063
		02　予防費	1,179,636,497
		06　健康増進費	283,600,744
計			1,464,151,304

国民健康保険事業特別会計

【歳入】　（単位：円）

款	項	目	令和７年度
04　県支出金	01　県負担金	01　保険給付費等交付金	67,650,000
08　諸収入	03　雑入	05　雑入	432,778
計			68,082,778

【歳出】

款	項	目	令和７年度
06　保健事業費	01　特定健康診査等事業費	01　特定健康診査等事業費	166,080,172
	02　保健事業費	01　疾病予防費	69,210,677
09　諸支出金	01　償還金及び還付加算金	03　償還金	24,050,000
計			259,340,849

◎地域保健課

【歳入】　（単位：円）

款	項	目	令和７年度
15　国庫支出金	01　国庫負担金	01　民生費国庫負担金	7,980,000
		04　衛生費国庫負担金	124,847,966
	02　国庫補助金	03　衛生費国庫補助金	3,109,000
16　県支出金	01　県負担金	01　民生費県負担金	3,591,000
		02　衛生費県負担金	3,984,108
	02　県補助金	03　衛生費県補助金	7,418,966
	03　委託金	03　衛生費委託金	32,907
21　諸収入	05　雑入	04　雑入	3,872,873
計			154,836,820

【歳出】

款	項	目	令和７年度
03　民生費	01　社会福祉費	02　障害者福祉費	10,966,079
04　衛生費	01　保健衛生費	01　保健衛生総務費	15,013,936

		04　母子保健費	366,426,485
		07　地域保健費	11,965,036
計			404,371,536

◎生活衛生課

【歳入】　（単位：円）

款	項	目	令和７年度
14　使用料及び手数料	02　手数料	02　衛生手数料	36,713,550
16　県支出金	02　県補助金	03　衛生費県補助金	3,215,608
21　諸収入	05　雑入	04　雑入	1,360
計			39,930,518

【歳出】　（単位：円）

款	項	目	令和７年度
04　衛生費	01　保健衛生費	01　保健衛生総務費	10,837,653
		08　生活衛生費	23,427,983
計			34,265,636